

建築基準法第43条第2項空地について

Q、建築基準法の道路（法第42条）と法外道路（法第43条第2項空地）のどちらにも接する場合の取扱いについて

A、建築基準法上の道路（法第42条）と法外道路（法第43条第2項空地）のどちらにも接する敷地においても、当該通路の中心線から水平距離2m（状況等によっては一方向4m）まで後退するようご協力お願いいたします。

※この場合は、法第43条第2項空地に対する後退部分の面積は敷地面積に算入することができます。

※建築基準法上の道路（法第42条）接道要件を満たしている場合の取扱いになります。

Q、法第43条第2項空地に接する敷地の建蔽率の角地緩和について

A、次に示す法第43条第2項空地に接する敷地については角地緩和の対象となります。

① 法第43条第2項の手続きが必要な敷地（※風致地区は除く）

2以上の法第43条第2項空地*1を道路とみだてて*2、角地緩和が適用される基準を満たすもの

② 法第42条の道路と法第43条第2項空地に接し、法第43条第2項の手続きが不要な敷地

法第43条第2項空地*1を道路とみだてて*2、角地緩和が適用される基準を満たすもの

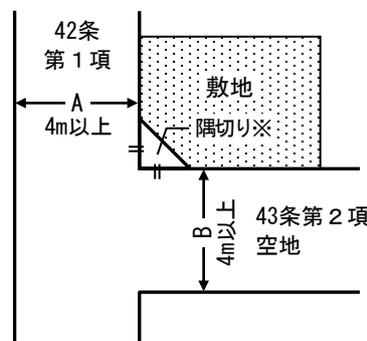
*1 道路台帳で法第43条第2項空地として扱われており、将来にわたり道路としての利用が可能なもの

*2 法第43条第2項空地側の敷地境界を道路境界とみなし、道路斜線等の規制をかけたもの

（幅員4m未満の場合は法第42条第2項の道路とみだてるため、道路後退部分は敷地面積には算入できない。隅切り部分は敷地面積に算入してよい。）

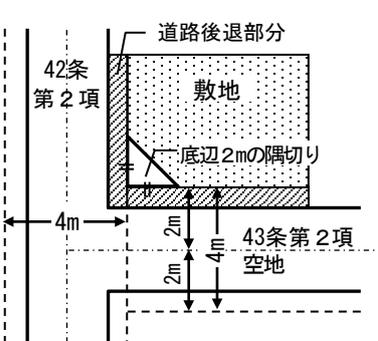
（法第42条の道路と法第43条第2項空地に接する敷地の例）

例1



※ $8\text{m} \leq A+B < 10\text{m}$ の場合は底辺2mの隅切り要

例2



注) 道路後退部分、隅切りは道路状に整備

例3

